

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

① 第三者評価機関名

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：東さくらこども園		種別：幼保連携型認定こども園		
代表者氏名：園長 滝沢 桂子		定員（利用人数）：130名（143名）		
所在地：岐阜県揖斐郡大野町相羽763番地8				
TEL：0573-26-2256		HP： http://hoikujyo.ciao.jp/		
【施設・事業所の概要】				
開設年月日：昭和51年				
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 大野町社会福祉協議会				
職員数	常勤職員	12名	非常勤職員	19名
専門職員	保育士	25名	栄養士	2名
施設・設備 の概要	乳児室	1室	ほふく室、調乳室、遊戯室、調理室、	
	保育室	8室	職員室、医務室、沐浴室	

③ 理念・基本方針（※転載）

理 念 「生きる力を育む教育・保育」～自己決定の出来る子に～

- ・ 人と関わる力 初めて出会う集団の場として人間関係の基礎を育てます
- ・ 生活する力 人として基礎・基本を身につけ、たくましく生きていく力を育てます。
- ・ 学びの力 遊びやいろいろな体験を通して「知りたい」「やりたい」という好奇心を育てます。

基本方針 子どもが子どもらしく 生き生き過ごせる教育・保育

様々な楽しい体験から、教え込む保育ではなく自ら学び行動する子、学びの目を育てていきます。その為に、先に答えを出すのではなく自分で試行錯誤しながら答えを出すのを「待つ」、自分なりに出来るのを「待つ」「待つ保育」を心がけています。

④ 施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

昭和51年4月に町立保育所として事業開始。平成21年4月に設置主体を町社会福祉協議会に移譲し、同28年4月から幼保連携型認定こども園に変更して現在に至る。道路を挟んで小学校があり、園舎の周辺は住家や店舗は少なく、田畑に囲まれ、交通量も少ない自然豊かな場所に立地している。平成26年度に園舎の大規模修繕を行い、諸設備を含め教育・保育環境を大幅に改善した。

開園時間は日・祝祭日を除き午前7時から午後7時までの12時間で、給食は全ての園児に自園調理で対応するなど保護者の多様な働き方に対応した取り組みをしており、利用定員も充足し、安定的な経営（事業継続）を確保している。

地域子育て支援センターを併設し、未就園児親子にも身近な存在となっている。その他、就学前（年長児）クラスは隣接小学校を訪問して小学生と交流するなど「小学校への接続と連携」や町立（心身障害児）療育センターと連携して長年にわたり障害児保育に取り組むなど、地域の子育てニーズに配慮した各種事業を総合的に展開している。

特に、裸足教育を推進し、運動会も裸足で行っている。障害児保育にも力を入れ必要保育教諭数を超えて配置するなど、保育のための十分な環境が整いつつある。基本理念に生きる力を育む教育保育を掲げ、～自己決定のできるこどもに～とし基本方針を子どもが子どもらしく、生き生きと過ごせる教育と保育を掲げている。

子どもに教え込むのではなく「待つ教育・保育」を大切に、職員全体の共通理解を図り、日々努力をしている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 6月12日（契約日） ～ 令和2年1月6日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	—

⑥ 総評

園舎は清潔で明るく、園庭は小学校の校庭並みに広くゆったりした環境の中で、園児たちは登園後に裸足になり一日を過ごす「裸足保育」を長年実践している。近くの農地を借りての「泥んこ遊び」や「虫探し散歩」など自然とのふれ合いや地域子育て支援センターに通う未就園児や職場体験で訪れる中学生と遊ぶなど様々なふれ合い交流を行っている。また、外部の講師による「英語で遊ぼう」や「体育・サッカー遊び」、「わらべ歌遊び」等に取り組むなど、様々な楽しい体験から「自ら学び行動する子」に通じる子育て支援を園全体で取り組んでいる様子がうかがえる。

子どもが子どもらしく生き生きと過ごせる教育・保育を基本方針に、教え込む保育ではなく自ら学び行動する「待つ保育」を大切に心掛けている。大野町社会福祉協議会とともに地域福祉に取り組める環境にある。

◇特に評価の高い点

地域の子育てニーズを適切に把握し、時宜にかなった教育・児童福祉等に係る各種事業に取り組んでいる。

職員の資質向上を目的に「テーマ別研修会」と「公開保育」の二本柱による職場内職員研修体制を整え年間を通じて実践している。

丈夫な体作りを目指し、裸足、ぞうり保育を取り入れ運動会も裸足で行っている。

理念や基本方針を常に職員全体に周知し、保護者とのコミュニケーションを心掛け、話しやすい環境づくりを行っている。

◇改善を求められる点

事業計画は職員各階層（組織）全体が目標を共有するため、理念や基本方針のほか保育体制や重点事業、職員研修や主要行事など年度中に取り組む業務全体を盛り込むなど、内容の見直しを期待する。

実習生やボランティア受入及び対応等に関するマニュアルの見直しを期待する。

また、障がい児保育の個別指導計画と記録の整備や認定こども園教育・保育要領に基づく自己評価チェックの実施を期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審を前に、戸惑いもあったが受審することで今まで見えてこなかった問題点や課題が見つかったり、勉強することも多くあった。

- ・マニュアルの整備、再検討ができた。
- ・職員全員が、園全体の理解、把握ができておらず徹底し、質の向上に努めたい。
- ・当日は、様々な意見や指摘、アドバイスをいただき感謝している。
- ・教育・保育理念「生きる力を育む教育・保育」を柱として職員が同じ方向を向いていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。